

平成31年労第19号、同年労第20号

主 文

労働基準監督署長が、○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付の支給に関する各処分は、いずれもこれを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「事業場」という。）に雇用され、事業場の業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、事業場建物の2階階段の約8mの高さから転落し負傷した。同日、請求人はCセンターに搬送され、「第2腰椎破裂骨折」と診断され、脊椎固定術を受け、同月○日退院した。

請求人は、退院後、通院加療をしていたが、○年○月○日、腰椎X線画像で椎弓根スクリー折損が確認されたため、同年○月○日に抜釘術を受けた。

- 3 本件は、請求人が、療養のため労働することができなかつたとして、○年○月○日から同月○日まで及び同年○月○日から同月○日まで（以下、この請求の全期間を「本件休業補償請求期間」という。）について休業補償給付の各請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、同年○月については通院日の○日間分を、同年○月については入院日の○月○日以降同月○日までの○日間分を支給し、それ以外の期間については不支給とする旨の各処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第14条の2の規定に基づき、これらの審査請求を併合して審査し、○年○月○日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) D医師は、請求人の症状等について、○年○月○日付け「症状等の照会に対する回報（第1回）」（以下「第1回報」という。）において、「①○年○月○日に腰椎後方固定術を施行した。②術後○年以後での抜釘術を予定している。③治癒の時期は、抜釘術の○～○か月後。④軽労働の可否については、コルセット着用し、痛みが許す範囲では可と説明している。」旨の意見（以下「D意見A」という。）を述べている。

(2) また、D医師は、○年○月○日労働基準監督署受付の意見書においては、「①○年○月○日の腰椎X Pで椎弓根スクリュー折損を認めた。椎弓根スクリューの固定性が失われたため、予定より早期の抜釘術を勧めた。②同年○月○日入院、同月○日抜釘術、同月○日退院、同月○日全抜鉤術を施行した。③同年○月○日、後穹変形あるものの、骨癒合は得られていると考えられ、痛みに応じての動作を許可した。④抜釘術前は、第1回報と同様に、コルセット着用で痛みに応じて就労可と説明し、同年○月○日以降は、痛みに応じてスポーツ等も可と説明した。」旨の意見を述べている。

(3) ところが、D医師は、○年○月○日付けの意見書においては、「①○年○月○日の腰椎X Pでは椎弓根スクリュー折損を認めなかったが、同年○月○日の腰椎X Pでは椎弓根スクリュー折損を認めた。②○年○月○日の再診時に、○週間ほど前から動作時に腰痛が強いとの訴えがあり、椎弓根スクリュー折損が日

常生活及び就労時の動作に影響があったと考える。その程度は、寝返りをして
も痛いとの訴えであった。③椎弓根スクリュー折損に伴い不安定性が生じ、腰痛
を生じると考える。寝返り時の痛みや、長途歩行時に痛みが出やすいとのこ
とであった。④L2椎体破壊が強度であったため、固定術後でも矯正損失を生
じており、椎弓根スクリューへの負荷が大きかったものとする。」旨の意見
(以下「D意見B」という。)を述べている。

(4) 以上のD医師の各意見を総合すると、D医師は、○年○月○日に椎弓根スクリ
ュー折損が認められる以前の時点では、軽労働は可との意見を述べていたが(D
意見A)、同日に椎弓根スクリュー折損を認めた以後の時点では、その折損の状
態や請求人の訴えなどからみて、動作時に強い腰痛が生じ、日常生活及び就労
時の動作に影響があったとの所見(D意見B)をしているものということがで
きる。

(5) 当審査会において、請求人の○年○月○日及び同年○月○日の腰椎側面X P
像を比較して読影したところ、第2腰椎の椎体圧迫像が徐々に進行していると
疑われることから、D意見Bと同様に、本件休業補償請求期間の全期間を通じ
て、請求人が軽作業をすることができる状態にあったと認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、請求人は、本件休業補償請求期間の全期間を通じ、療養のため労
働することができなかつたというべきであつて、本件各処分は相当ではないから、
これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。